

盛岡地方振興局長告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年12月8日

盛岡地方振興局長 望月正彦

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372200667	ミズモト指定福祉用具センター	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	株式会社水本	平成21年3月31日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372200667	ミズモト指定福祉用具センター	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	株式会社水本	平成21年3月31日